

条例第4条第5号審査基準

条例第4条第5号

市街化調整区域に居住している者が地域的な共同活動を行うために必要な集会施設を当該市街化調整区域の地域において建築する目的で行う開発行為

審査基準

1 開発行為を行う者

開発行為を行う者は、当該市街化調整区域内の自治会、町内会等の団体（以下「自治会等」という。）とする。

2 予定建築物の用途

予定建築物の用途は、市街化調整区域に居住している者で構成する自治会等が、地域的な共同活動を行うために設置する集会所とする。

なお、維持管理について、設置者自ら永続的に行うものであること。

3 予定建築物の敷地

予定建築物の敷地は、当該自治会等が存する市街化調整区域内であること。

4 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

5 開発区域から除く区域

都市計画法施行令第29条の9第6号に掲げる区域は、想定浸水深が最大3.0m以上である土地の区域（避難場所・避難経路の認識等、安全上及び避難上の対策が講じられているものは除く。）とする。

6 その他

他の法令による許認可が必要な場合には、その許認可等が受けられるものであること。